

## 委員等からの御指摘を踏まえた主な修正事項

項目	ご指摘事項等	報告書中の関連する記載 <記載場所>
ベースロード 電源市場	産業用需要に生じ得る 影響	➤ 本措置が非対称規制の側面を有することも念頭に置きつつ、 <u>単純比例的に量を増加させるのではなく、産業分野を含む</u> 新規参入者のシェアや卸電力市場の活性化の状況、 <u>産業用の需要家等の受益状況、ベースロード電源の開発動向に与える影響等</u> を踏まえつつ、必要に応じて供出量や <u>新規参入者の購入可能量等について設定</u> ・見直しを行うこととする。 <p.6 2.2.(2) 基本的な考え方（ベースロード市場）>
"	過度な転売により 生じ得る懸念	➤ 他方で、システム改革の果実を消費者に還元することをより早期に実現するため、 <u>ベースロード電源市場の創設前にも、競争活性化や卸電力市場活性化に資する各種取組を、整合性に留意しつつ、追加的に検討することが適当</u> である。 <p.7 2.2. (3) 留意事項> ➤ 競争活性化及び卸電力市場の活性化に資する <u>ベースロード電源市場については、遅くとも2020年度から電気の受け渡しを開始</u> できるよう、今後詳細設計の検討を行う。 <p.29 5.実施時期>
非化石価値 取引市場	アクセス環境の差が 小売競争に与える影響	➤ 一部の事業者が自社で多くの非化石電源を保有していることで、事業者間の非化石価値へのアクセス環境に差が生じ、小売競争に与える影響等に留意する必要がある。 <p.14 2.5.(3)留意事項（非化石価値取引市場）>
市場全般	複数の市場取引を通じ た裁定取引	➤ 今後の競争状況やエネルギー政策の変更、その他エネルギーをめぐる諸情勢の変化等により、 <u>市場原理が適切に機能しない等の課題が顕在化する可能性</u> も否定できない。そのような場合においては、状況の変化に応じ、制度の見直しや追加的な措置を速やかに検討するなど、柔軟に対応していくことが適当である <p.30 6.おわりに>

賠償への備え	託送回収を行う過去分の上振れへの懸念	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 今回、検討を行った過去分は、事故への備えの不備により生じた準備不足分について、自由化という外生的要因を契機として一定の仮定の下でその規模を特定したものである。このうち、<u>全ての需要家から公平に回収する分の総額の上限が 2.4 兆円であり、これは、今後、変動が生じる性格のものではない。</u>            &lt;p.20 3.2.(3) 留意事項（賠償への備え）&gt;</li> </ul>
賠償の備え・廃炉会計制度	託送の仕組みを使った回収における、需要家の負担の明確性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本来、発電部門の原価として回収されるべき過去分について、託送料金の仕組みを通じて広く全需要家に負担を求めるに当たっては、その額の妥当性を担保する措置を講ずるとともに、<u>個々の需要家が自らの負担を明確に認識できるよう、ガイドライン等を通じ、小売電気事業者に対し、需要家の負担の内容を料金明細票に明記することを求めていくべきである。</u></li> <li>➤ また、送配電事業と直接関係しない費用について、託送料金の仕組みを通じて広く全需要家に負担を求めるに当たっては、対象となる費用の妥当性を担保する措置を講ずるとともに、<u>個々の需要家が自らの負担を明確に認識できるよう、ガイドライン等を通じ、小売電気事業者に対し、需要家の負担の内容を料金明細票に明記することを求めていくべきである。</u></li> </ul> <p>&lt;p.20 3.2.(3) 留意事項（賠償への備え）、p24 3.4.(3)留意事項（廃炉会計）&gt;</p>
おわりに	全体取りまとめの考え方を記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ &lt;p.30 6.おわりに&gt; に記載</li> </ul>